

## P T A 規約改正のお知らせ

1月20日(金)に行われましたP T A臨時総会におきまして、下記の規約改正を提案し、承認されましたのでご報告させていただきます。

### 記

改正前	改正後（2023年1月21日）
第6章 役員とその選挙 第14条 役員の選出及び就任は次のとおり行われる。 3、 <u>選挙当日役員候補者の追加指名を会員席からなすことが出来る。</u> 第14条 5、役員は、年度年初に行われる総会において、多数決で選出される。	第6章 役員とその選挙 第14章 3、申込み期日までに立候補を募り、定数に満たない場合は、抽選にて候補者を指名する。 第14条 5、役員は、年度年初に行われる総会において、多数決で決定する。
第10章 実行委員会 第23条 実行委員の任務は次のとおりである。 1、 <u>会長によって選ばれた各種委員会の正副委員長及び委員を承認する。</u>	第10章 実行委員会 第23条 1、申込み期日までに立候補を募り、定数に満たない場合は、抽選にて候補者を決定し役員会にて承認する。
第11章 委員会 第26条 常置委員会正副委員長は役員及び校長の承認を得て会長が委嘱する。 <u>委員は正副委員長の選任に基づき実行委員会の承認を得て会長が任命する。</u>	第11章 委員会 第26条 申込み期日までに立候補を募り、定数に満たない場合は、抽選にて候補者を決定し役員会にて承認をする。

1, 2年生にお子さんが在校世帯の皆さまには、立候補用紙の配布を2月中に行う予定です。